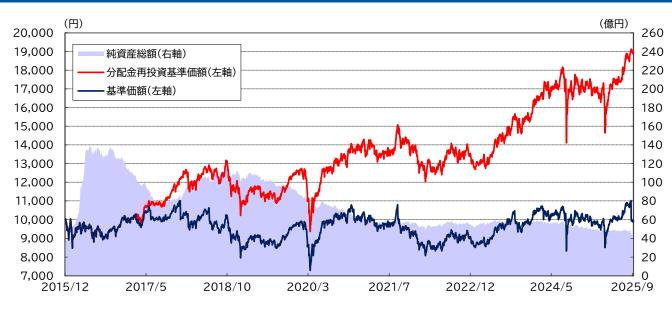


### 設定来の基準価額の推移



- ※基準価額は1万口当たり、作成基準日現在、年率1.584%(税抜1.44%)の信託報酬控除後です。
- ※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
- ※グラフは過去の実績であり、将来の成果を示唆または保証するものではありません。

| 基準価額  | 9,907円  |
|-------|---------|
| 純資産総額 | 44.4 億円 |

※基準価額は1万口当たりです。

| 騰落率        |       |        |        |        |        |         |
|------------|-------|--------|--------|--------|--------|---------|
|            | 1ヵ月前  | 3ヵ月前   | 6ヵ月前   | 1年前    | 3年前    | 設定来     |
| 分配金再投資基準価額 | 1.55% | 7.20%  | 13.52% | 9.47%  | 43.81% | 89.30%  |
| 参考指数       | 2.98% | 11.04% | 19.39% | 21.55% | 83.91% | 161.56% |

- ※騰落率は、1ヵ月前、3ヵ月前、6ヵ月前、1年前、3年前の各月の月末および設定日との比較です。
- ※分配金再投資基準価額の設定来騰落率は、1万口当たりの当初設定元本との比較です。
- ※参考指数は、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)です。また、参考指数の設定来騰落率は、 設定日前営業日の終値との比較です。
- ※参考指数の騰落率は、Bloombergのデータを基にSBI岡三アセットマネジメントが算出しております。
- ※配当込みTOPIX(以下、「東証株価指数(TOPIX)(配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数 (TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社の 知的財産です。

| 最近5期の分配金   | 金の推移   |
|------------|--|
| 2024/9/17  | 0 円  |
| 2024/12/16 | 160 円  |
| 2025/3/17  | 0 円  |
| 2025/6/16  | 60 円   |
| 2025/9/16  | 1,030 円  |
| 設定来合計      | 6,680 円  |
|            | 2024/9/17<br>2024/12/16<br>2025/3/17<br>2025/6/16<br>2025/9/16 |

※分配金は1万口当たり、税引前です。 運用状況等によっては分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。

| 7  | ポートフォリオ構成比率 |         |  |  |  |
|----|-------------|---------|--|--|--|
| 株  | 式           | 95.6%   |  |  |  |
|    | (内国内株式)     | (95.6%) |  |  |  |
|    | (内先物)       | (0.0%)  |  |  |  |
| 短  | 期金融商品その他    | 4.4%    |  |  |  |
| マー | ザーファンド組入比率  | 99.2%   |  |  |  |
| 組. | 入銘柄数        | 54銘柄    |  |  |  |

※マザーファンドを通じた実質比率です (マザーファンド組入比率を除く)。



# 日本連続増配成長株マザーファンドの状況

| 紐  | 1入上位10業種 |       |
|----|----------|-------|
|    | 業種       | 比率    |
| 1  | 電気機器     | 20.6% |
| 2  | 情報·通信業   | 10.3% |
| 3  | 輸送用機器    | 9.2%  |
| 4  | 化学       | 9.0%  |
| 5  | 保険業      | 8.6%  |
| 6  | サービス業    | 7.1%  |
| 7  | 卸売業      | 6.2%  |
| 8  | 銀行業      | 5.5%  |
| 9  | 建設業      | 5.0%  |
| 10 | ガラス・土石製品 | 3.1%  |

| 連続増配期間別構成比率 |       |  |  |  |  |
|-------------|-------|--|--|--|--|
| 期間          | 比率    |  |  |  |  |
| 2期~5期       | 22.8% |  |  |  |  |
| 6期~10期      | 30.1% |  |  |  |  |
| 11期~15期     | 36.2% |  |  |  |  |
| 16期~20期     | 1.8%  |  |  |  |  |
| 21期~25期     | 2.4%  |  |  |  |  |
| 26期~30期     | 3.2%  |  |  |  |  |
| 31期以上       | _     |  |  |  |  |

| 組  | 組入上位10銘柄 |                           |       |        |      |  |
|----|----------|---------------------------|-------|--------|------|--|
|    | 銘柄コード    | 銘柄名                       | 業種    | 連続増配期間 | 比率   |  |
| 1  | 7203     | トヨタ自動車                    | 輸送用機器 | 5期     | 5.9% |  |
| 2  | 6758     | ソニーグループ                   | 電気機器  | 8期     | 4.8% |  |
| 3  | 5831     | しずおかフィナンシャルグループ           | 銀行業   | 5期     | 4.0% |  |
| 4  | 8766     | 東京海上ホールディングス              | 保険業   | 13期    | 3.6% |  |
| 5  | 7269     | スズキ                       | 輸送用機器 | 5期     | 3.3% |  |
| 6  | 6701     | 日本電気                      | 電気機器  | 6期     | 3.2% |  |
| 7  | 6857     | アドバンテスト                   | 電気機器  | 5期     | 2.9% |  |
| 8  | 6702     | 富士通                       | 電気機器  | 9期     | 2.7% |  |
| 9  | 8795     | T&Dホールディングス               | 保険業   | 10期    | 2.6% |  |
| 10 | 8725     | MS&ADインシュアランスグループホールディングス | 保険業   | 12期    | 2.5% |  |

<sup>※</sup>各比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

<sup>※</sup>連続増配期間は、BloombergとRefinitiv等のデータを基にSBI岡三アセットマネジメントが独自の手法により算出したものです。



### ファンドマネージャーのコメント

#### <投資環境>

9月の国内株式市場は続伸しました。上旬は、日米関税合意を履行する大統領令が発表されたことを受けて、関税懸念への不透明感が後退し、株価は上昇しました。日米関税交渉に一区切りがついたとして、石破首相は退陣の意向を表明しました。国内政治の不透明感がやや後退したことが好感され、株価は一段高となりました。中旬は、米ソフトウェア大手企業が受注の大幅な増加を公表しました。クラウドインフラ事業に対する強気な見通しが示されたことを受けて、国内株式市場でも関連銘柄が大きく上昇しました。日銀金融政策決定会合で日銀が保有する上場投資信託(ETF)を市場に売却することが決定されましたが、売却に際して市場への攪乱的な影響を極力回避するという姿勢が示されたことから、市場への影響は限られました。その後も株価の上昇が続きましたが、月末にかけては、高値警戒感もありやや値を下げました。

### <運用経過>

当ファンドの運用は「日本連続増配成長株マザーファンド(以下マザーファンド)」を通じて行っております。

9月のマザーファンドの運用につきましては、業績の先行き不透明感が強まったと判断した飲料株や電子部品株、日用品株などを全売却する一方、米国ヘルスケア事業の成長期待が高まった化学株や国内の金利上昇が業績改善要因となる地銀株、好調な業績に対し株価の割安感が強いと判断した家電量販店株などを新規に組み入れました。

この間、基準価額に対しては、半導体製造装置株や電子部品株、自動車株などがプラスに寄与する一方、保険株やインターネット通販株などがマイナスに影響しました。

### <今後の運用方針>

今後の国内株式市場は上昇基調が続くと予想します。日米関税交渉の妥結や米国の利下げ再開を受けて、国内の景気や企業業績に対する懸念は後退しました。国内企業の7-9月期業績は増益に転換し、今期業績も増益着地が可能と見ています。既往の株価上昇を受けて過熱感や割高感を示す指標も増えましたが、今のところ株価が崩れる気配は感じられません。乗り遅れている投資家の買いが一巡すれば相場はピークを迎えると見ていますが、まだその時期には到達していない印象です。仮に下落した場合でも、過去に株価が急落した昨年の8月や今年の4月のケースを思い起こせば、同様に急回復する可能性も考えられるところです。日本株の強さを過小評価すべきではないと考えます。

当ファンドの運用はマザーファンドを通じて行ってまいります。マザーファンドの運用につきましては、日本の連続増配銘柄(一定期間にわたり1株当たりの普通配当金が毎期増加している企業の株式をいいます。)に投資を行います。投資にあたっては、連続増配期間の長さ、時価総額、信用リスク、流動性等を考慮して投資候補銘柄を選定し、その中から、成長性や連続増配の持続可能性等を勘案のうえ組入銘柄を選別してポートフォリオを構築します。

今後の運用につきましては、業績予想の改善が期待される銘柄や株主還元の拡充が期待される銘柄の組入比率を引き上げる一方、業績 見通しの悪化が懸念される銘柄や株価上昇により割安感が後退したと判断する銘柄の売却を進める方針です。

※ 今後の運用方針等は、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。また、市場環境等についての評価、 分析等は、将来の運用成果を保証するものではありません。



### ファンド情報

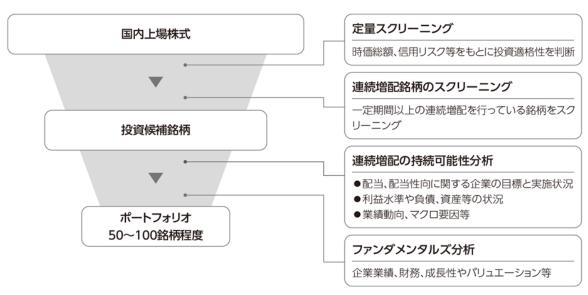
設 定 日 2015年12月28日 償 還 日 2045年12月15日

決 算 日 毎年3月、6月、9月、12月の各月の15日(休業日の場合は翌営業日)

### ファンドの特色(1)

- 1 日本の連続増配銘柄(一定期間にわたり1株当たりの普通配当金が 毎期増加している企業の株式をいいます。)に投資を行います。
  - 実際の運用は日本連続増配成長株マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)を通じて行います。
- 2 投資候補銘柄の選定にあたっては、連続増配期間の長さ、時価総額、信用リスク、流動性等を考慮して行います。
- 3 ポートフォリオの構築にあたっては、成長性、バリュエーション等の ほか、今後の連続増配の持続可能性を勘案して行います。
- 4 株式の実質組入比率は高位を保つことを基本とします。
- 5 株式以外の資産の実質投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。

「日本連続増配成長株マザーファンド」のポートフォリオ構築プロセス



※ポートフォリオ構築プロセスおよび銘柄数は変更になる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



## ファンドの特色(2)

# ●分配方針

年4回、3月、6月、9月および12月の各月の15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

- ●分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- ●分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。
- ※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



### 投資リスク

# ■ 基準価額の変動要因

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、国内の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

## ●主な変動要因

### 株価変動リスク

株式の価格は、発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

### 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となることがあります。

※基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

# ■ その他の留意点

- ●ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ) の適用はありません。
- ●投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ●ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。
- ●分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ●ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。



# お申込みメモ

| 購入単位                                  | 販売会社が定める単位                         |
|---------------------------------------|------------------------------------|
|                                       | ※詳しくは販売会社にご確認下さい。                  |
| 購入価額                                  | 購入申込受付日の基準価額                       |
| 購入代金                                  | 販売会社の定める期日までにお支払い下さい。              |
| 料がくして                                 | ※詳しくは販売会社にご確認下さい。                  |
|                                       | 販売会社が定める単位                         |
| 換金単位                                  | ※詳しくは販売会社にご確認下さい。                  |
| 換金価額                                  | 換金申込受付日の基準価額                       |
| 協会は会                                  | 換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通   |
| 換金代金                                  | じてお支払いします。                         |
|                                       | 原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが   |
| ch \2                                 | 午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、  |
| 申込締切時間                                | 販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社   |
|                                       | にご確認ください。                          |
| 換金制限                                  | ありません。                             |
| 購入•換金                                 | 取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購   |
| 申込受付の                                 | 入・換金申込の受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込の  |
| 中止及び取消し                               | 受付を取消すことがあります。                     |
|                                       | 2045年12月15日まで(2015年12月28日設定)       |
| 信託期間                                  | ただし、投資者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあり   |
|                                       | ます。                                |
| 繰上償還                                  | 受益権口数が5億口を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発   |
| <b>林上</b> 原歷                          | 生した場合等には繰上償還となることがあります。            |
| 決算日                                   | 毎年3月、6月、9月、12月の各月の15日(休業日の場合は翌営業日) |
|                                       | 年4回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。         |
| 収益分配                                  | 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決  |
|                                       | 算日の基準価額で再投資します。                    |
| 信託金の限度額                               | 500億円                              |
| 八生                                    | 原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。   |
| 公告                                    | https://www.sbiokasan-am.co.jp     |
| ************************************* | 6月、12月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社  |
| 運用報告書                                 | を通じて交付します。                         |
|                                       | I                                  |



### ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用  |                           |           |                  |  |  |
|---|---------------------------|-----------|------------------|--|--|
| 購入時手数料  | 入時手数料率を乗じて得た額 び販売事務 対価として |           |                  |  | ファンドの商品説明および販売事務手続き等の<br>対価として販売会社に支<br>払われます。 |
| 信託財産留保額   | ありま                       | せん。       |                  |  |  |
| 投資者が信託財産  | で間接的                      | りに負担する費用  |                  |  |  |
|   | 純資産総額×年率1.584%(税抜1.44%)   |           |                  |  |  |
|   | 配分                        | 委託会社      | 年率0.70%(税抜)      | 委託し  | た資金の運用の対価です。                                   |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)  |                           | 販売会社      | 年率0.70%(税抜)      | 運用報告書等各種書類の送付<br>口座内でのファンドの管理、購<br>後の情報提供等の対価です。 |  |
|   |                           | 受託会社      | 年率0.04%(税抜)      | 運用財産の管理、委託会社から<br>指図の実行の対価です。                    |  |
|   | 監査費                       | 用:純資産総額×年 | 率0.011%(税抜0.01%) |  |  |
| その他費用・<br>手数料  有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要求<br>費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産でご負担いただきま<br>お、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的にご負担いただきます。<br>※運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。 |                           |           |                  | を<br>をでご負担いただきます。な<br>す。                         |  |

※運用管理費用(信託報酬)、監査費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。その他費用・ 手数料(監査費用を除きます。)はその都度、投資信託財産から支払われます。

※ファンドに係る手数料等につきましては、運用状況等により 変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその 上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

### 委託会社および関係法人の概況

委 託 会 社 SBI岡三アセットマネジメント株式会社 (ファンドの運用の指図を行います。)

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第370号加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

受 託 会 社 三井住友信託銀行株式会社 (ファンドの財産の保管及び管理を行います。)



## 販売会社について(1)

受益権の募集の取扱い、投資信託説明書(交付目論見書)、投資信託説明書(請求目論見書)及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。なお、販売会社には取次証券会社が含まれる場合があります。

|                   |                  | 加入協会        |                         |                         |                            |
|-------------------|------------------|-------------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
| 商号                | 登録番号             | 日本証券業<br>協会 | 一般社団法人<br>日本投資<br>顧問業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商品<br>取引業協会 |
| (金融商品取引業者)        |                  |             |                         |                         |                            |
| 岡三証券株式会社          | 関東財務局長(金商)第53号   | 0           | 0                       | 0                       | 0                          |
| 岡三にいがた証券株式会社      | 関東財務局長(金商)第169号  | 0           |                         |                         |                            |
| アイザワ証券株式会社        | 関東財務局長(金商)第3283号 | 0           | 0                       |                         | 0                          |
| 阿波証券株式会社          | 四国財務局長(金商)第1号    | 0           |                         |                         |                            |
| 今村証券株式会社          | 北陸財務局長(金商)第3号    | 0           | $\circ$                 |                         |                            |
| 臼木証券株式会社          | 関東財務局長(金商)第31号   | 0           |                         |                         |                            |
| 株式会社SBI証券         | 関東財務局長(金商)第44号   | $\circ$     |                         | $\circ$                 | 0                          |
| 岡地証券株式会社          | 東海財務局長(金商)第5号    | 0           | 0                       |                         |                            |
| 寿証券株式会社           | 東海財務局長(金商)第7号    | 0           |                         |                         |                            |
| 静岡東海証券株式会社        | 東海財務局長(金商)第8号    | 0           |                         |                         |                            |
| 島大証券株式会社          | 北陸財務局長(金商)第6号    | 0           |                         |                         |                            |
| 株式会社証券ジャパン        | 関東財務局長(金商)第170号  | 0           | 0                       |                         |                            |
| 荘内証券株式会社          | 東北財務局長(金商)第1号    | 0           |                         |                         |                            |
| 新大垣証券株式会社         | 東海財務局長(金商)第11号   | 0           |                         |                         |                            |
| 株式会社しん証券さかもと      | 北陸財務局長(金商)第5号    | 0           |                         |                         |                            |
| 大熊本証券株式会社         | 九州財務局長(金商)第1号    | 0           |                         |                         |                            |
| 東武証券株式会社          | 関東財務局長(金商)第120号  | $\circ$     |                         |                         |                            |
| 長野證券株式会社          | 関東財務局長(金商)第125号  | 0           | 0                       |                         |                            |
| 南都まほろば証券株式会社      | 近畿財務局長(金商)第25号   | 0           |                         |                         |                            |
| 播陽証券株式会社          | 近畿財務局長(金商)第29号   | 0           |                         |                         |                            |
| 光証券株式会社           | 近畿財務局長(金商)第30号   | $\circ$     | $\circ$                 |                         | 0                          |
| ひろぎん証券株式会社        | 中国財務局長(金商)第20号   | 0           |                         |                         |                            |
| 広田証券株式会社          | 近畿財務局長(金商)第33号   | 0           |                         |                         |                            |
| 北洋証券株式会社          | 北海道財務局長(金商)第1号   | 0           |                         |                         |                            |
| 益茂証券株式会社          | 北陸財務局長(金商)第12号   | 0           |                         |                         |                            |
| 松井証券株式会社          | 関東財務局長(金商)第164号  | 0           |                         | 0                       |                            |
| マネックス証券株式会社       | 関東財務局長(金商)第165号  | $\circ$     | $\circ$                 | $\circ$                 | 0                          |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社 | 関東財務局長(金商)第61号   | 0           | 0                       | 0                       | 0                          |
| 水戸証券株式会社          | 関東財務局長(金商)第181号  | 0           | $\circ$                 |                         |                            |
| 明和證券株式会社          | 関東財務局長(金商)第185号  | 0           |                         |                         |                            |
| 楽天証券株式会社          | 関東財務局長(金商)第195号  | 0           | 0                       | 0                       | 0                          |
| 野畑証券株式会社          | 東海財務局長(金商)第18号   | 0           |                         |                         | 0                          |
| 武甲証券株式会社          | 関東財務局長(金商)第154号  | 0           |                         |                         |                            |



### 販売会社について(2)

受益権の募集の取扱い、投資信託説明書(交付目論見書)、投資信託説明書(請求目論見書)及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。なお、販売会社には取次証券会社が含まれる場合があります。

|                                       |                 |             |                         | 加入協会                    |                            |  |  |
|---------------------------------------|-----------------|-------------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|--|--|
| 商号                                    | 登録番号            | 日本証券業<br>協会 | 一般社団法人<br>日本投資<br>顧問業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商品<br>取引業協会 |  |  |
| (登録金融機関)                              |                 |             |                         |                         |                            |  |  |
| 株式会社イオン銀行(委託金融商品取引<br>業者:マネックス証券株式会社) | 関東財務局長(登金)第633号 | 0           |                         |                         |                            |  |  |
| 株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者:マネックス証券株式会社)   | 関東財務局長(登金)第10号  | 0           |                         | 0                       |                            |  |  |
| おかやま信用金庫                              | 中国財務局長(登金)第19号  | $\circ$     |                         |                         |                            |  |  |
| 株式会社沖縄海邦銀行                            | 沖縄総合事務局長(登金)第3号 | 0           |                         |                         |                            |  |  |
| 株式会社北日本銀行                             | 東北財務局長(登金)第14号  | 0           |                         |                         |                            |  |  |
| 株式会社佐賀銀行                              | 福岡財務支局長(登金)第1号  | 0           |                         | 0                       |                            |  |  |
| 株式会社三十三銀行                             | 東海財務局長(登金)第16号  | 0           |                         |                         |                            |  |  |
| 株式会社大光銀行                              | 関東財務局長(登金)第61号  | 0           |                         |                         |                            |  |  |
| 株式会社第四北越銀行                            | 関東財務局長(登金)第47号  | 0           |                         | 0                       |                            |  |  |
| 株式会社筑邦銀行                              | 福岡財務支局長(登金)第5号  | 0           |                         |                         |                            |  |  |
| 株式会社トマト銀行                             | 中国財務局長(登金)第11号  | 0           |                         |                         |                            |  |  |
| 株式会社富山銀行                              | 北陸財務局長(登金)第1号   | 0           |                         |                         |                            |  |  |
| 株式会社富山第一銀行                            | 北陸財務局長(登金)第7号   | 0           |                         |                         |                            |  |  |
| 株式会社西日本シティ銀行                          | 福岡財務支局長(登金)第6号  | 0           |                         | 0                       |                            |  |  |
| PayPay銀行株式会社                          | 関東財務局長(登金)第624号 | 0           |                         | 0                       |                            |  |  |
| 株式会社宮崎銀行                              | 九州財務局長(登金)第5号   | 0           |                         |                         |                            |  |  |
| 株式会社琉球銀行                              | 沖縄総合事務局長(登金)第2号 | 0           |                         |                         |                            |  |  |

(注) 販売会社によっては、現在、新規のお申込みを受け付けていない場合があります。

委託会社 電話番号 ホームページ お問合わせ先 03-3516-1300(営業日の9:00~17:00) https://www.sbiokasan-am.co.jp

### ご注意

- ・本資料はSBI岡三アセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料です。購入の申込みに当たっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いします。投資信託説明書(交付目論見書)の交付場所につきましては「販売会社について」でご確認ください。
- ・本資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。
- ・本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- ・本資料は当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。